

議員提出議案第 3 号

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 20 年 9 月 2 日

狭山市議会議長 東 山 徹 様

提出者	狭山市議会議員	手 島 秀 美
賛成者	同	小谷野 剛
	同	加賀谷 勉
	同	齋 藤 誠
	同	田 中 寿 夫
	同	田 村 秀 二
	同	中 村 正 義
	同	栗 原 武
	同	猪 股 嘉 直
	同	尾 崎 忠 也

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、所要の改正をした
いので、この案を提出するものである。

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。